

奈良県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例をここに公布する。

奈良県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、本県における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進することが課題となっていることを踏まえつつ、住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号。以下「法」という。)第十八条に基づく住宅宿泊事業の実施の制限その他住宅宿泊事業の適切な実施に必要な措置を講ずることにより、住宅宿泊事業に起因する事象による県民の生活環境の悪化を防止し、住宅宿泊事業の適正な運営を確保することを目的とする。

(住宅宿泊事業の実施の制限)

第二条 住宅宿泊事業(法第十一条第一項各号のいずれにも該当しない住宅宿泊事業者が営む住宅宿泊事業及び同項各号のいずれかに該当する住宅宿泊事業者が営む住宅宿泊事業のうち規則で定める要件に適合するものを除く。)は、次の各号に掲げる区域に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間においては、実施してはならない。

一 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第三項各号に掲げる施設のうち規則で定めるものの敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲百メートル以内の区域(規則で定める区域を除く。) 月曜日の正午から金曜日の正午までの期間(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日の前日の正午から当該休日の翌日の正午までの期間その他規則で定める期間を除く。)

二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第六条第一項に規定する歴史的風土特別保存地区並びに明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)第三条第一項に規定する第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区に該当する区域 当該区域が所在する市町村において国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要が増大すると認められる期間として知事が指定する期間

(住宅宿泊事業を適切に実施するための体制整備)

第三条 住宅宿泊事業者(法第十一条第一項の規定による住宅宿泊管理業務の委託(以下「住宅宿泊管理業務の委託」という。))がされた届出住宅において住宅宿泊事業を営む住宅宿泊事業者を除く。)は、法第八条から第十条までに規定する義務の履行が確保されるよう、次の各号に掲げる基準に従って、住宅宿泊事業を適切に実施するための必要な体制を整備しなければならない。

一 法第八条第一項の宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置及び法第九条第一項の規定による説明に必要な機器、設備又は装置を有していること。

二 届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応できること。

2 住宅宿泊管理業務の委託がされた届出住宅において住宅宿泊事業を営む住宅宿泊事業者が法第三十四条の規定により住宅宿泊管理業者から交付される書面には、前項各号に掲げる基準に準じて住宅宿泊管理業務を適切に実施するための必要な体制が整備されていることを確認するために必要な事項として規則で定めるものが記載されていないなければならない。

(住宅宿泊事業者の公表)

第四条 知事は、住宅宿泊事業者に関し、次の各号に掲げる事項を届出住宅ごとに整理し、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

一 法第三条第二項の届出書に記載されている事項のうち知事が必要と認めるもの

二 法第三条第三項の書類に記載されている事項のうち知事が必要と認めるもの

三 法第十三条の標識に記載されている事項のうち知事が必要と認めるもの

四 その他規則で定める事項

(その他)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第六条 第二条の規定に違反して住宅宿泊事業を営んだ者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。